

北海道大学と中国海洋大学との学術交流に関する協定書

北海道大学と中国海洋大学は、両大学の教育・研究上の協力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両大学は、次の教育・研究の諸活動を相互対等の基盤に立って促進する。
 - (1) 教員及び研究者の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 学術資料、刊行物及び情報等の交換
 - (4) 共同研究・シンポジウムの実施
2. 前項の諸活動を具体的に行うに当たっては、両大学又はその関係部局の協議により覚書を交わし実施計画を定めるものとし、相互に財政上の義務を負わない。
3. この協定書は、調印の日から効力を生じるものとし、有効期間は5年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、どちらの大学からも特段の申し出がない場合には、この協定はその後5年毎に自動更新されるものとする。
4. この協定書は、日本語及び中国語で各2部作成され、両文書は等しく正文である。

2011年2月3日

年 月 日

佐伯 浩

北海道大学総長
佐伯 浩

吳德星

中国海洋大学総長
吳 德 星

北海道大学と中国海洋大学との間における学生交流に関する覚書

北海道大学と中国海洋大学との間における学生交流は、2011年2月3日に締結された学術交流協定に基づき、次のとおり実施する。

1. 派遣する学生の選考は、その都度先ず派遣大学が行い、その最終選考は受入れ大学が行い、入学許可する。申請は、原則として、各大学の定める出願期限までになされなければならない。
2. 毎年、5名以内の学生を相手側の大学に派遣できるものとする。ただし、両大学の協議により必要に応じてこれを超えることができるものとする。
3. 学生の在学期間は、原則として、1年以内とする。ただし、両大学の協議により必要に応じて2年以内も可能とする。
4. 受入れ大学は、当該学生から検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
5. 渡航費、滞在費等は、派遣学生又はその後援者の負担とするが、他機関への奨学金申請を妨げるものではない。
6. 各学生の専攻分野は、受入れ大学が的確な指導教員を配置でき、かつ、適切な授業科目を提供できる分野とする。
7. 学生は、参加するコース等に応じ、受入れ大学が要求する語学力を有することが求められる。
8. 学生は、引き続き派遣大学での学位取得資格を有し、受入れ大学での学位取得資格を有しない。
9. 両大学は、当該学生の履修を証明する文書及び学業成績に関する適切な評価を提供することに合意する。また、派遣大学は、当該学生に対してその評価に基づき単位を与えることができる。
10. 受入れ大学は、当該学生が大学内又はその近郊に適当な住居を確保できるように努めるものとする。
11. 学生交流に参加する学生は、受入れ大学が求める健康保険に加入しなければならない。いかなる健康保険の費用及びこれらの保険の対象とならない医療費については、学生が自己の責任において負担する。
12. 学生が受入れ大学に滞在中に非常の事態が発生した場合、双方の大学は相互に協力して当該学生の安全の確保に努めるものとする。
13. 両大学は、覚書が失効した場合でも、この覚書に基づき受け入れた交換留学生在籍している間は、上記に定める支援を提供する。

2011年2月3日

本堂 武夫

北海道大学副学長
本堂 武夫

2011年1月18日

李華軍

中国海洋大学副学長
李 華 軍

中国海洋大学与北海道大学学术交流协议书

为促进中国海洋大学与北海道大学在教育及研究上的合作与学术方面的交流，特签定此协议。

1、两大学在相互平等的基础上就如下教育及研究等各项活动进行交流。

- (1) 教师及研究者间的交流
- (2) 学生交流
- (3) 学术资料、发表刊物及相关信息的交换
- (4) 共同研究、研讨会的实施

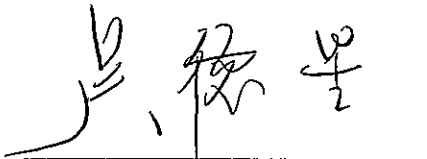
2、以上各项活动的具体实施需由两大学或相关院系进行商议，签署备忘录并制定具体实施计划。双方在财务上不互相负有任何义务。

3、此协议自签署之日起生效，有效期限为五年。在有效期满前3个月，如双方任何一方无特殊要求，此协议将自动更新到下一个五年。

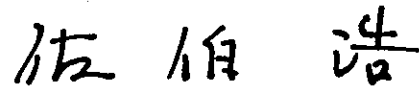
4、此协议由中文和日文两种文字各制成两份，两种文本具有同等法律效力。

年 月 日

2011年2月3日



中国海洋大学校长
吴 德 星



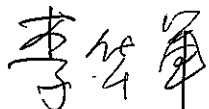
北海道大学校长
佐 伯 浩

中国海洋大学与北海道大学学生交流备忘录

根据2011年2月3日中国海洋大学与北海道大学签定的学术交流协议，实施如下学生交流活动。

- 1、先由派遣方大学对被派遣学生进行选拔，由接收方大学进行最终审查，发放入学许可。原则上，留学申请要在各大学规定的期间内递交。
- 2、每年可向对方大学派遣5名以内学生。但是，根据需要，由两大学进行商议之后，派遣人数可以超过5名。
- 3、原则上学生的在学期限不得超过一年。但是，根据需要，由两大学进行商议之后，在学期限可以在2年以内。
- 4、接收方大学免收学生的审查费、注册费及学费。
- 5、旅费及生活费由学生本人或其经济担保人负担，也可向其他机关申请奖学金。
- 6、学生可选的专业须为接收方大学能够确实配备指导教师并能够提供相应科目课程的专业。
- 7、根据不同课程，学生应具备接收方大学所要求的相应的语言能力。
- 8、学生的学位由派遣方大学授予，接收方大学不授予学位。
- 9、双方大学根据学生的学习情况证明及成绩单给予正确评估。派遣方大学根据评估结果给予学生相应学分。
- 10、接收大学应尽量向学生提供学校内或学校附近合理的住宿条件。
- 11、参加交流项目的学生必须加入接收方大学所要求的健康保险。健康保险的费用及不作为保险对象的医疗费用由学生本人负担。
- 12、学生在接收方大学留学期间发生紧急情况时，双方大学需相互协作以努力确保学生的安全。
- 13、即使在此备忘录失去效力的情况下，也要按照此备忘录的规定对仍旧在籍的学生提供相应的支持。

2011年1月18日



中国海洋大学副校长
李 华军

2011年2月3日



北海道大学副校长
本堂 武夫